

吹田市景観まちづくり条例

景観法第8条第2項第1号に基づいて、
市域全域（3,609ha）を指定しています

2. 届出の対象となる行為（重点地区を除く景観計画区域）

区分	規模		行為	
建築物 (※1)	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域又は工業地域		新築、増築、改築、 移転、大規模の模様 替又は外観の過半に わたる色彩の変更	
	上記以外の地域			
工作物 (※2)	建築 基準 法 施 行 令 138 条 に 定 め る 工 作 物 (※2)	煙突	高さが 6m を超えるもの	新設、増設、改造、 移設又は外観の過半 にわたる色彩の変更
		鉄筋コンクリート造の柱、 鉄柱、木柱	高さが 15m を超えるもの	
		広告塔、広告板、装飾塔、 記念塔	高さが 4m を超えるもの	
		高架水槽、サイロ、物見塔	高さが 8m を超えるもの	
		擁壁 (※3)	高さが 2m を超えるもの	
		乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの		
		ウォーターシュート、コースター等高架の遊戯施設		
		メリーゴーラウンド、観覧車等の回転運動をする遊戯施設で原 動機を使用するもの		
		製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設等	建築基準法施行令第 138 条第 3 項に該当するもの	
	高架道路、高架鉄道、横断歩道橋			
	橋りょう	幅員が 4m 以上、かつ延長が 10m を超えるもの		
	機械式立体駐車場	高さが 8m を超えるもの		
土地	500 ㎡以上のもの		都市計画法第 4 条 第 12 項に規定する 開発行為	
屋外 広告物 (※4)	高さが 4m を超えるもの		表示又は その内容の変更	
	総表示面積が 30 ㎡を超えるもの			
	上記建築物又は工作物の壁面の面積の 1/3 を超えるもの			

※1 ごみ庫やカーポートなどの別棟の付属建築物も届出の対象となります。また、モデルルームなどの仮設の建築物も届出対象です。

※2 該当するかどうかご不明な場合は、開発審査室（建築審査担当）にて「建築確認申請が必要な工作物」であるかどうか、お確かめください。

※3 建築確認申請が不要な「盛土規制法の許可」や「開発許可」を受けて築造する擁壁についても、見え高さが2mを超える場合は届出の対象となりますので、ご注意ください。

※4 吹田市屋外広告物条例第12条第1項の許可を要する屋外広告物については、適用しません。

【重点地区の場合】

- 建築物については、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知を要する建築物が届出の対象規模となります。行為は上記表と同じ。
- 工作物及び開発行為については、上記表と同じ。
- 屋外広告物については、吹田市屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物以外が届出の対象となります。

問い合わせ先：

吹田市 都市計画部 都市計画室 景観担当
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
TEL:06-6384-1968(直通) FAX:06-6368-9901
E-mail:tokei-keikan@city.suita.osaka.jp